



浪江町 復興まちづくり計画 (案)

平成 26 年 3 月

浪江町復興計画策定委員会
まちづくり計画検討部会

目次

I 復興まちづくり計画策定にあたって	1
1 復興まちづくり計画の概要	1
(1) 策定の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の対象地域	3
2 復興まちづくりにあたっての前提	4
(1) 最優先に解決すべきもの	4
(2) 避難期の情報発信	5
(3) 想定する帰還開始時期	5
II 復興まちづくりの考え方	6
1 復興まちづくり4つの目標	6
2 復興まちづくりにあたって	8
(1) 段階的なまちづくりの推進	8
(2) 居住世帯数及び居住人口の想定	10
(3) 浪江町における居住者像	11
(4) 低線量地域の整備の考え方	11
(5) 既存中心市街地の考え方	12
(6) 津波被災地域の復興との一体的推進	12
(7) 町外コミュニティとの関係	13

III 復興まちづくり方針	14
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの） ...	14
(1) インフラの復旧・整備.....	14
(2) 防災対策	18
(3) 交通手段	19
(4) 公共施設の復旧・整備	20
(5) 住宅の確保	21
(6) 生活環境の確保	24
(7) つながりの場の整備	26
(8) 雇用の場の確保	27
(9) 双葉郡北部の復興拠点の整備	29
(10) 津波被災地の復興	30
2 避難指示解除以降のまちづくり方針（平成 29 年 3 月以降の取組み）	33
(1) 居住地域の拡大	33
(2) 生活環境の充実	33
(3) 教育環境の整備	33
(4) 伝統文化の保護・継承体制と施設の整備	34
(5) 浪江の P R ・発信機能の確保	34
(6) 産業の再生・創出	34
(7) 自然環境の再生・自然と調和したまちの実現	34
3 帰還開始時におけるまちづくりイメージ図	35
IV 復興まちづくり計画の実現に向けて	36
1 安心安全の確保に向けた除染の推進	36
2 復興まちづくり計画の推進	36
3 生活関連サービス等の担い手の確保	37
4 既存中心市街地の再生に向けた取組み着手	37
5 復興まちづくりに適応した制度の創設	38

I 復興まちづくり計画策定にあたって

1 復興まちづくり計画の概要

(1) 策定の目的

ふるさとの再生に向け、復興ビジョンや復興計画【第一次】において示された「まちづくりの方向性」をより具体化するものとして「復興まちづくり計画（以下、「まちづくり計画」）」を策定します。

まちづくり計画では、平成29年3月に想定されている避難指示解除直後における「復興のスタート段階」の町について中心に扱い、その後の段階的なまちづくりについてイメージを定めます。

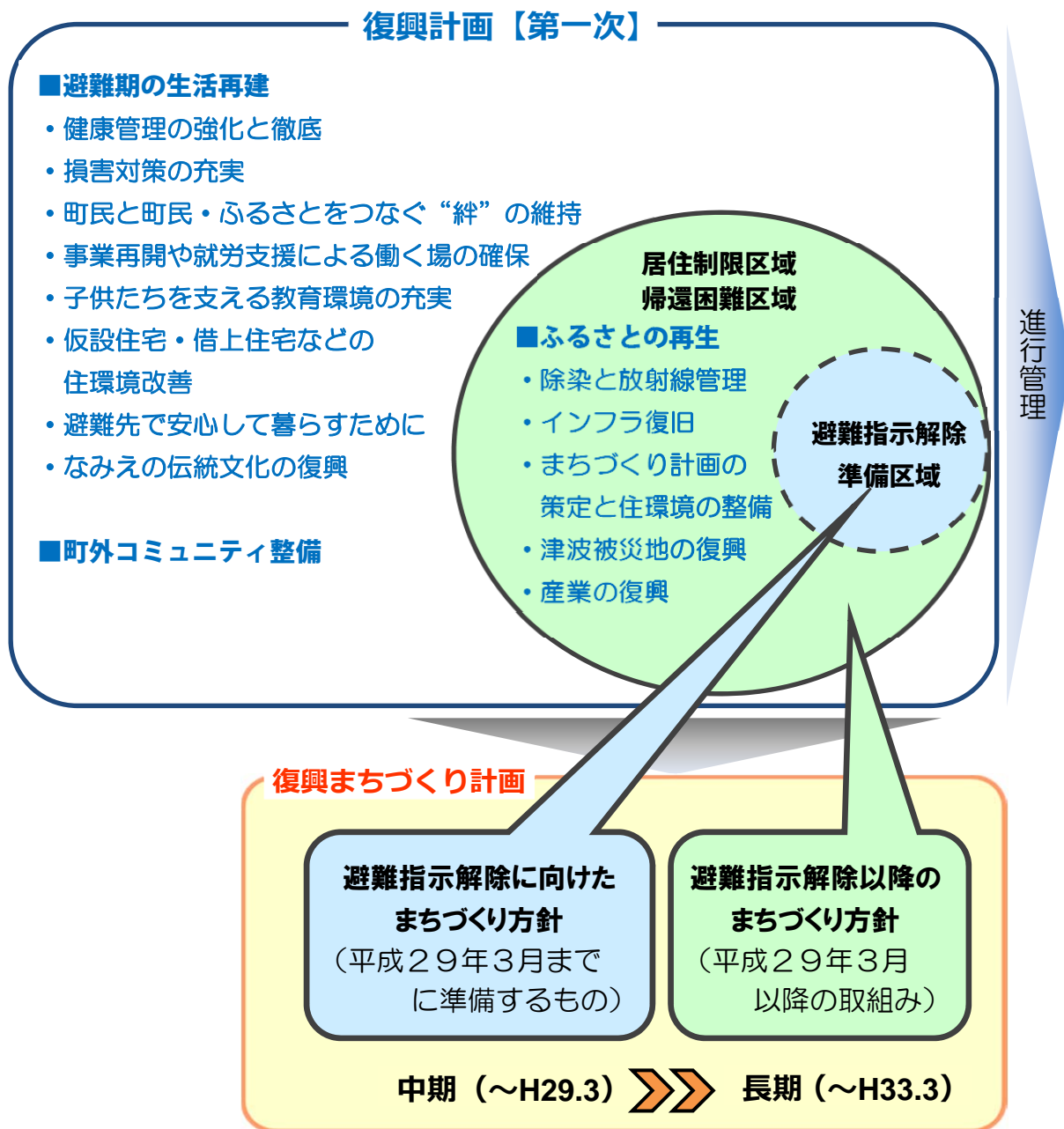
浪江町に戻り生活したい方や、しばらくは町内と町外の二つの地域に拠点を構え生活する方、また、新たに浪江町に住むといった方々が、町内で生活を始めることが、ふるさと浪江町の再生の第一歩となっていくとの考えから策定するものです。



(2) 計画の位置付け

まちづくり計画は、復興計画【第一次】で示された「まちづくりの方向性」を具体化する個別計画として策定し、理念や基本方針等については、復興計画【第一次】の考え方を引継ぐこととします。ただし、被災地を取り巻く状況はめまぐるしく変化していることから、そういった変化に柔軟に対応するものとします。さらに大きな社会情勢の変化には、復興計画【第二次】の策定により対応していきます。

復興計画【第一次】とまちづくり計画の関係イメージ



現在、復興計画【第一次】に基づき「避難期の生活再建」、「町外コミュニティ整備」、「ふるさとの再生」に関する取組みが進められるとともに、町民協働により計画の進行管理が行われています。

まちづくり計画は、その中でも「ふるさとの再生」に焦点を当て、避難指示解除に向けたまちづくりの方針を定めたものです。

(3) 計画の期間

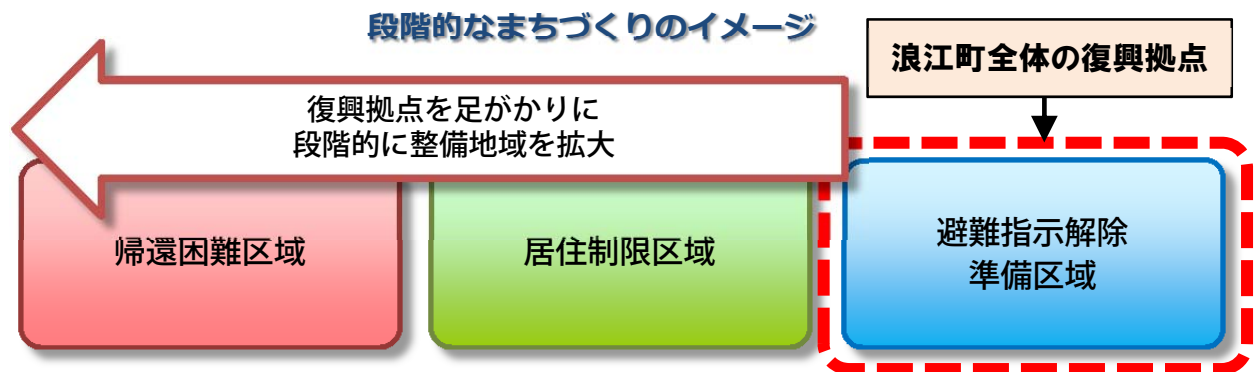
まちづくり計画の計画期間は、復興計画【第一次】に基づき、震災から10年後の平成33年3月までとし、平成29年3月までを「中期」、平成33年3月までを「長期」と表記します。

(4) 計画の対象地域

平成25年4月1日、「警戒区域」「計画的避難区域」に指定されていた浪江町の各地区が、避難指示解除準備区域（年間積算線量が20mSv以下）、居住制限区域（同20mSv超～50mSv以下）、帰還困難区域（同50mSv超）の3区域に再編されました。

復興計画【第一次】においては、「**当面、常磐線から東側の地域を集中除染・復旧・整備し、この地域を復興の足がかりに順次常磐線西側まで拡大する**」と定めています。それを受け、まちづくり計画では、当面は避難指示解除準備区域を「**浪江町全体の復興拠点**」と位置付け、この地域を集中して整備を進めるとともに、この拠点を足がかりに長期的に居住制限区域や帰還困難区域まで整備対象地域を拡大していくこととします。

なお避難指示解除準備区域内の津波被災地域は、津波被害等からの復旧状況を見ながら整備対象地域としていきます。



「復興計画【第一次】」と「まちづくり計画」の時期と整備対象地域の関係

	中期（～H29.3）	長期（～H33.3）
復興計画【第一次】	低線量地域（JR 常磐線から東側の地域）	低線量地域の拡大（JR 常磐線の西側の地域）
まちづくり計画	避難指示解除準備区域を重点的に、その他の区域の整備にも順次着手	避難指示解除準備区域を足がかりに、居住制限区域や帰還困難区域まで拡大

※幹線道路の維持管理や除草などは、上記に関わらず実施していきます

※中期の整備対象地域は浪江町の一部地域ですが、全ての浪江町民を対象として生活やなりわいの場、ふるさとを感じる場所を確保し、浪江町全域の整備が終わるまでの間の「復興拠点」として重要な地域と位置付けます

2 復興まちづくりにあたっての前提

(1) 最優先に解決すべきもの

浪江町は、地震や津波での被災に加え、福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の被災地であり、現時点で帰還できる状態ではありません。除染による放射線量の低下・放射線管理や賠償の進捗、原子力発電所の事故の収束及び廃炉の作業状況・緊急時の情報連絡体制及び避難体制確立、といった原子力災害特有の課題を最優先に解決することが必要です。

- ① 除染による放射線量の低下や放射線管理、食品安全管理、健康管理、情報連絡体制の整備などにより、放射線に対して安心して生活できる環境が作られていること
- ② 生活再建に向けた賠償の問題が解決していること
- ③ 福島第一原発事故の収束及び廃炉作業にあたり、詳細な放射線モニタリングと結果の公表や、作業リスクを事前に知らせたりするなど、作業状況と緊急時の情報連絡体制及び避難体制が確立されていること

≫浪江町における除染の進捗状況

現在、酒田行政区での除染が始まるとともに、高瀬及び下立野行政区においても除染の準備が進められています。

平成25年12月に改定された「特別地域内除染実施計画（浪江町）」（環境省策定）では、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染実施期間を、当初から3年遅れとなる平成29年3月までとしており、その中で津波被災地以外の地域については、平成27年度内の完了を目途に実施することとされております。



酒田地区仮置き場



酒田地区除染風景



除染作業中の酒田町営住宅

(2) 避難期の情報発信

町内での生活を判断するにあたっては、まだまだ不透明な部分が多いことから、町内の生活環境等の整備状況に関する情報発信・共有や、帰還に関する相談体制、町民同士気軽に話し合えることができる場づくりも、まちづくりに合わせて進めます。



(3) 想定する帰還開始時期

まちづくり計画の避難指示解除想定時期は、復興計画【第一次】の平成29年3月とします。これは、町の再生に向けて平成29年3月を目標として準備を進めるものであり、避難指示解除をすることを示すものではありません。

一方で、除染などまちづくりの大前提となる課題については、町が想定する帰還スケジュールに沿って作業が進むよう、国等へより強い要請をしていきます。

Ⅱ 復興まちづくりの考え方

1 復興まちづくり4つの目標

復興まちづくりの目標を、浪江町復興計画【第一次】の基本方針に基づき設定します。

復興の基本方針（浪江町復興計画【第一次】）

- すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～
- ふるさと なみえを再生する～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～
- 被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～

○みんなで必ず取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち

私たちは大地震・大津波・原子力災害と、これまで誰も経験したことの無い過酷な災害に向き合っています。短い時間で震災前のまちを取り戻すことはできないかもしれません。それでも、小さな一歩であっても、ふるさとを取り戻す第一歩を踏み出さなければなりません。そのために、まずは避難指示解除準備区域を浪江町全体の復興拠点と位置付け、その地域で安心して暮らせる環境をつくっていきます。そして、この復興拠点を足がかりに、安全・安心の暮らしやすい浪江町を取り戻していきます。

最初の取組みとして、放射線に関する情報発信や健康被害の未然防止、健康不安の軽減を確実に行うとともに、歩いて移動できる範囲に生活に必要な機能を集約するなど、安心して暮らせる復興拠点づくりを目指します。

○みんながつながるまち

浪江町への帰還までには数年の時間がかかります。避難指示が解除される前であっても除染やインフラ整備の状況を確認したうえで、浪江町内に滞在できる仕組みなど、町民と浪江町のつながりを作っていきます。また、避難指示が解除されても、町外で生活続ける町民が多くなることが想定されます。町外で暮らす町民が町内と行き来することができ、町内に住む町民と交流が図れるよう町民同士のつながりが維持できるまちづくりを目指します。

また、出身地区が異なる町民のコミュニティや浪江町に新たに住む方などとの新しいつながりにも配慮したまちづくりを進めます。

○双葉郡北部の復興拠点を担うまち

現在、復旧や廃炉に向けた拠点づくりが双葉郡の外や浜通り南部で進められています。このままでは、双葉郡が南北に分断されるだけでなく浜通り北部の孤立が危惧されます。

そのような状況ではあるものの、浪江町は双葉郡の最北に位置しており、常磐自動車道の開通により、仙台圏とのアクセスが飛躍的に向上していきます。そういった地の利を活かし、双葉郡北部の玄関口としての機能を集約していきます。

また、双葉郡の産業の拠点として、再生可能エネルギーをはじめとした新たな産業の拠点整備を目指します。特に浪江町は、福島第一原子力発電所に最もアクセスが容易な場所に、低線量で生活に必要な機能を備えた地域を有しており、原子力発電所廃炉作業の北側の拠点としての機能の設置を進めます。

○未来に向けて希望のあるまち

帰還が可能となり、ようやく復興に向けたスタートラインに立つことができます。町内での生業の再生や新たな企業誘致をはじめ、町の誇りであった豊かな自然を取り戻すことや伝統産業・伝統芸能等の浪江町固有の文化の継承、魅力的な中心市街地づくりなど、浪江町らしさを大切にしながらも大きく発展していけるまちづくりを進め、子どもたちの元気な声が聞こえる、誰にとっても魅力的なまちを目指します。



2 復興まちづくりにあたって

(1) 段階的なまちづくりの推進

復興まちづくりにあたっては、時期ごとの放射線量や帰還人口等の状況に応じた段階的なまちづくりを進めていきます。

①避難指示解除に向けた取組み（平成29年3月まで）

- ・避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置付け、この地域を集中して帰還に向けたインフラの復旧・整備を進めます。
- ・さらに、国道6号と浪江町役場周辺を中心とした地域を「復興拠点の中心」と位置付け、商店等の生活利便施設や復興公営住宅を集約して確保します。
- ・自宅への帰還支援のほか、津波被災地域や居住制限区域、帰還困難区域の方が町内の帰還可能となった地域に居住できるよう、復興公営住宅等を整備します。
- ・生活関連サービスをはじめとした事業所の再開により、雇用の場を確保します。
- ・町内の移動手段や町外の生活利便施設を結ぶ公共交通機関を整備します。
- ・農林水産業・商工業等の関係者を中心とした検討組織を立ち上げ、町内での産業再生・創出を進めます。
- ・安心して生活できる環境を確保するため、放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減を図ります。
- ・放射線モニタリングを詳細に実施するとともに、その結果や原発作業に伴うリスクを事前に公表するなど、放射線管理と情報の発信を徹底します。
- ・町内に一時滞在できる施設や清掃ボランティア活動拠点、双葉郡の災害復旧、原子力発電所廃炉作業の拠点整備など、避難指示解除を待たずにできる取組みについて、放射線量等の安全を確保したうえで推進します。
- ・町では、町内全域の除染を国に求めています。避難指示解除準備区域以外についても、除染の進捗に合わせたインフラの復旧・整備等を進めるとともに、環境の保全について手法や実施体制を検討しながら、ふるさとの景観維持に努めます。

※国では、年間積算線量が20 mSv以下となることが確実であることや、日常生活に必要なインフラ、生活関連サービスが概ね復旧すること及び子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、県、市町村、住民との協議を避難指示解除の要件としています。

一方町としては、安心できる年間積算線量を求めつつ、年間積算線量だけでなく、原子力発電所の事故収束・廃炉に伴う安全対策の状況、インフラや生活関連サービスなど様々な点を考慮し、『生活できるかどうか』の視点で避難指示解除の考え方をまとめていきます。

＜浪江町全体の復興拠点＞

- 避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置付けます
 - 当面はこの地域を集中的にインフラの復旧・整備を進めます
 - 津波被災地域や放射線量の高い地域の方も浪江町内に居住できるよう、この拠点内に復興公営住宅等の住環境を整備します
 - この拠点を足がかりに、居住制限区域や帰還困難区域のインフラの復旧・整備を進めます
- ⇒**当面の復興拠点は浪江町の一部地域ですが、全ての浪江町民を対象として生活やなりわいの場、ふるさと感じる場所を確保し、浪江町全域の整備が終わるまでの間の復興の拠点として重要な地域であることから「浪江町全体の復興拠点」と位置付けます**

＜復興拠点の中心＞

- 生活に必要な機能を集約して整備するため、「浪江町全体の復興拠点」内に「復興拠点の中心」をつくります
 - 当面の「復興拠点の中心」は国道6号と浪江町役場周辺の地域とし、その地域に集約して生活利便施設や復興公営住宅等を整備していきます
 - この「中心」は、段階的に既存中心市街地まで拡大していきます
- ⇒生活に必要な施設等を集約して整備していくことで、利便性を向上させ、暮らしやすいまちをつくります

②避難指示解除後の取組み（平成29年3月以降）

- ・上記の復興拠点を足がかりに、居住制限区域、帰還困難区域の帰還に向けたインフラ復旧・整備等を進めます。
- ・生活関連サービスを充実させていきます。
- ・既存企業の再開や新たな産業の集積による雇用の拡大を図ります。
- ・魅力的なまちの実現に向けた取組みを推進します。



(2) 居住世帯数及び居住人口の想定

まちづくり計画における避難指示解除直後の居住世帯数及び居住人口を、住民意向調査の結果を考慮し2,500世帯(5,000人)と想定します。なお、この居住世帯数及び居住人口は、復興拠点の整備等を検討する上での現時点の想定であり、今後も町民意向調査等を実施しながら、居住想定世帯数を見直していくものとします。

<住民意向調査(平成25年8月実施)>

- ①現時点で戻りたいと考えている・・・18.8%(1,152世帯)
- ②現時点でまだ判断がつかない・・・37.5%(2,298世帯)
- ③現時点で戻らないと決めている・・・37.5%(2,299世帯)

<避難指示解除直後に想定される町内居住世帯数の考え方>

上記調査結果から、まだ判断がつかない方が多く、その結果をどう扱うかによって居住世帯数に幅が出ます。このまちづくり計画においては下記の考え方から、2,500世帯と想定します。

- ①町内に居住すると想定される世帯数
⇒約1,200世帯(戻りたいと考えている世帯数を基に算出)
 - ②町内に居住又は、町内と町外とを行き来しながら居住すると想定される世帯数
⇒約1,300世帯(判断がつかない世帯のうち、およそ半数と想定)
- ※このほか、町民以外の復旧・除染作業員等の町内への滞在も見込まれます。

<居住人口の算出>

現在の避難形態から1世帯あたり2名とし、5,000人と想定します。



(3) 浪江町における居住者像

まちづくり計画が想定する町内居住者像を次のとおり示します。

- ① 浪江町民で、自宅に戻る方、住宅再建する方、復興公営住宅等へ居住する方
- ② 浪江町民で、町外の避難先と町内の自宅を行き来する方
- ③ 廃炉及び除染作業等のために町内に居住する必要がある方
- ④ 近隣市町村の方で、浪江町への居住を希望する方
- ⑤ I ターン等で浪江町への居住を希望する方

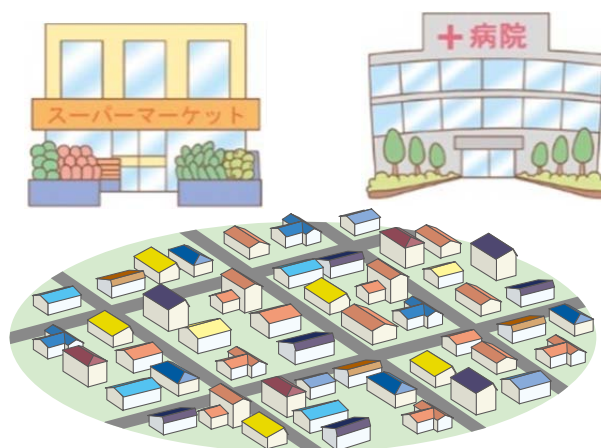
まちづくり計画が対象と考える町内居住者は、浪江町民の方はもちろんのこと、作業員や町外の方など様々な方が居住することを想定しています。これらの方々が町中での生活をスタートさせることが、町の復興の力になっていくと考えられます。

また、町内に上記の方々が居住するにあたって、例えば幾世橋地区に津島地区の方が住む場合や浪江町民以外の方が新たに町内に住む場合など、これまでの行政区の範囲を超える新たなコミュニティが形成されることが見込まれます。こういった新たなコミュニティづくりを丁寧に進めていくことが必要です。

(4) 低線量地域の整備の考え方

避難指示解除準備区域の整備にあたっての考え方は、居住者や来町者の利便性等を考慮し、当面は国道6号と役場周辺を復興拠点の中心と位置付け、徒歩で移動できる範囲に生活利便施設や復興公営住宅を集約して整備し、段階的に既存の中心市街地まで拡大していきます。

また浪江町は、他の市町村と比べ福島第一原子力発電所に近接した場所に低線量地域を有しています。これを活かし、原発へのアクセスが容易な地域に、廃炉に向けた研究機関・施設や作業拠点の設置を積極的に進めます。



(5) 既存中心市街地の考え方

既存中心市街地は、これまで浪江町の商工業・文化等の中心として重要な役割を担ってきましたが、地震による建物の被害が大きいなど、早期に元の機能を回復することが難しいと考えられます。

しかし、魅力的な中心市街地をつくることは、浪江町の復興の核として欠かすことのできない重要な要素です。既存中心市街地の建物被害調査実施及び所有者の利用意向把握、解体による除染手法の導入等を実施し、有効な土地利用について住民・権利者・関係団体等との協議のもと、整備方針を決定していきます。



(6) 津波被災地域復興との一体的推進

津波被災地域においては、復興計画【第一次】に基づき、共同墓地の整備、防災集団移転、津波被災地域の土地利用など具体的な取り組みが進められています。まちづくり計画は、これらの取り組みも踏まえながら、町全体の生活環境等の整備に関して一体的に推進していきます。



(7) 町外コミュニティとの関係

浪江町への帰還が可能となった場合、「町外コミュニティ」を直ちに解消するというものではありません。

また当面は、町外コミュニティと浪江町の二地域での生活を送るというスタイルも想定しています。

そのうえで、まちづくりの状況や町への帰還の状況をみながら「町外コミュニティ」にある行政機能等については、段階的に浪江町内に移行していきます。

▶町外コミュニティの整備状況

浪江町では、ふるさとの再生までの一定期間、町外で安心できる生活環境を整備することを目的に、「町外コミュニティ」の整備を進めています。「町外コミュニティ」とは復興公営住宅を中心に行政機能の整備や、受け入れ自治体と協力し生活関連サービスを確保しながら、町民の方々が集まって生活する場です。浪江町は以下の3市、南相馬市、いわき市及び二本松市に整備することとしています。

一方、県内30カ所以上に分散している応急仮設住宅は経年劣化が進んでいることや、生活に支障をきたすほど手狭な状況です。この劣悪な環境から早期に脱却するためには、新たな住宅を一刻も早く確保するという観点から、「町外コミュニティ」を整備する3市以外にも復興公営住宅が建設されます。



Ⅲ 復興まちづくり方針

1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成29年3月までに準備するもの）

避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置付け、この地域を集中的にインフラの復旧・整備を進めるとともに、生活利便施設や復興公営住宅を、国道6号と浪江町役場周辺の「復興拠点の中心」にできるだけ集約して確保します。

また、津波被災地域や居住制限区域、帰還困難区域の方が、自宅に帰還できるまでの間、町内で居住が可能となるよう、復興公営住宅等の整備を行います。

一方で、町内に一時滞在できる施設や復旧に関するボランティア活動拠点、廃炉作業等の拠点機能などの取組みについては、放射線量等の安全を確保したうえで避難指示解除を待たず積極的に推進します。

なお、町では、町内全域の除染を国に求めています。避難指示解除準備区域以外についても、除染の進捗に合わせたインフラの復旧・整備等を進めるとともに、環境の保全について手法や実施体制を検討しながら、ふるさとの景観維持に努めます。

避難指示解除前後には大型の工事用車両などの通行が増大するため、工事用車両の通行ルートへの指定や粉じんの飛散防止、誘導員の配置などにより町民の安全と公害の防止を図ります。

(1) インフラの復旧・整備

避難指示解除準備区域を優先して生活に必要なインフラ等を復旧・整備し、帰還開始時期までにほとんどが復旧できる見込みです。

また、インフラの整備に関しては、既存施設の復旧のほか、防災集団移転などのまちづくりや、避難体制の確立に合わせた新たな整備も検討します。

① 道路関係

【常磐自動車道】

常磐自動車道は、JR常磐線全線復旧までの間の重要な広域的交通網・避難道としての役割に加え、除染の促進に必要な道路として、計画どおり整備が進むよう強く要望していきます。

- ・ 広野IC～常磐富岡IC間は平成26年2月22日に開通しました。浪江IC～山元IC間は平成26年度内の開通を目指して整備が進められています。これによって、平成26年度内に浪江と仙台がつながります。
- ・ 常磐富岡IC～浪江IC間は、「平成26年度内の開通を目指す他の区間」に大きく遅れることなく開通することを目指して、整備が進められる予定です。この区間の開通をもって、常磐自動車道は全線開通となります。

【国道114号線】

国道114号線は避難道路として重要路線と位置付け、山間部の改良についても継続して関係機関に求めていきます。

- ・除染やJR常磐線の陸橋等の補修は、平成28年度中に終了します。
- ・拡幅工事の第一工区は平成26年度に舗装工事予定です。
- ・拡幅工事の第二工区は平成27年度以降に着手予定です。第二工区の拡幅に合わせた公共施設等の整備について、今後検討していきます。

【その他の道路】

上記以外の国県道及び町道については、避難指示解除準備区域内の主要幹線道路を優先的に復旧・整備していきます。

- ・浜街道（県道391号広野小高線）未整備区間の改良、町道小熊田宮田線の国道6号までの延伸等の道路改良を進めます。
- ・町道大町作内線や請戸漁港から国道6号に接続する町道請戸高瀬線（仮称）など、新たなまちづくりや避難道の確保に合わせた道路整備を進めます。
- ・その他の道路の復旧は、平成27年度中に完了予定です。



国道114号 第1工区



道路仮復旧状況

②上下水道関係


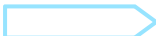
【上水道】

- ・既設上水道施設の復旧は、平成27年度中に完了予定です。
- ・郊外においては、一定量の水道使用が見込めず滞留水が生じ、水質の管理が難しくなることが想定されます。こういった少量使用への対応も検討します。
- ・浪江町の上水道は、井戸を設置して地下水を取水しており、現時点で放射性物質は検出されておりませんが、より安心して利用できるよう対策を講じます。

【下水道】

- ・既設下水道施設の復旧は、平成27年度中に完了予定です。
- ・既設浄化槽の利用を再開できるよう、汚泥の処理施設の復旧を双葉地方広域市町村圏組合とともに進めます。

		H29.3				H33.3	
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	～H32年度	実施主体
道路	「常磐自動車道」						東日本 高速 道路
	○広野IC～常磐富岡IC	工事					
	○浪江IC～山元IC		工事				
	○常磐富岡IC～浪江IC		工事※			※「平成26年度内開通目標区間」に大きく遅れることなく開通予定	
	「国道114号」						国・ 県・ 町
	○除染・復旧		除染・復旧工事				
	○拡幅工事第一工区		工事				
	○拡幅工事第二工区				計画・設計・工事		
	「その他の道路」						県・町
	○浜街道延伸		設計・工事				
	○町道小熊田宮田線		設計・工事				
	○町道大町作内線		設計・工事				
	○町道請戸高瀬線（仮称）		設計・工事				
	○その他道路復旧		復旧工事				
	「上下水道」						町・ 水道 事業者
	○既設上水道の復旧		復旧工事				
	○既設下水道の復旧		復旧工事				
	○汚泥処理施設の復旧		復旧工事				町・ 広域圏 組合

凡 例  : 取組み実施期間（矢印の先端が完了予定時期を示します）
 : 継続的な取組み実施期間 以下同様



③電気・電話・通信関係

電気・電話、光ファイバー等の通信設備の復旧は順次進められており、帰還開始までに避難指示解除準備区域について完了する予定です。また、その他の地域についても、放射線量の状況を見ながら順次復旧していきます。



請戸地区 電柱復旧状況



棚塩地区 電柱復旧状況

④廃棄物処理関係（家庭から排出されるもの）

【ごみ処理施設】

- ・双葉地方広域市町村圏組合により、北部衛生センター（可燃ごみ処理施設）の平成26年度中の復旧を目指します。



【し尿処理施設】

- ・双葉地方広域市町村圏組合により、汚泥再生処理センター（富岡町）の平成26年度中の稼働を目指します。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29.3	H33.3	実施主体
○電気・電話・通信の復旧	避難指示解除準備区域の復旧工事				順次復旧工事		事業者
「廃棄物処理」							
○ごみ処理施設の復旧		復旧工事					広域圏組合
○し尿処理施設の復旧		復旧工事					

(2) 防災対策

①浪江町地域防災計画の見直し

- ・今回の災害対応や被災状況等を踏まえ、避難指示解除までに浪江町地域防災計画の見直しを行い、緊急時の物資備蓄倉庫やヘリポートなどの防災拠点施設整備、高齢者等の災害時要配慮者の避難手段の確保を含めた避難システムの確立、ハザードマップの整備を図ります。
- ・震災対策としては、減災施設の規模・配置について津波シミュレーションによる減災効果の検証を行いながら整備計画を検討するとともに、国道6号へのアクセス道路の整備をはじめとした、安全な避難ルート・避難場所等の設定・確保を図ります。

②避難所・避難道等の整備

- ・浪江町地域防災計画に基づき、避難所や避難道を整備します。

③原子力災害発生時の対応

- ・原子力発電所の廃炉作業は長い期間かかる見込みであるため、帰還開始時期において作業が続いています。廃炉作業のリスクに応じた防災計画を帰還開始までに作成し、帰還した町民の安全・安心を確保します。
- ・現時点での原子力発電所の事故収束・廃炉作業に伴うリスクへの対応として、浪江町への一時立ち入り者や町内での事業従事者を対象とした緊急時の情報伝達や避難施設、避難体制を速やかに構築します。



H29.3

H33.3

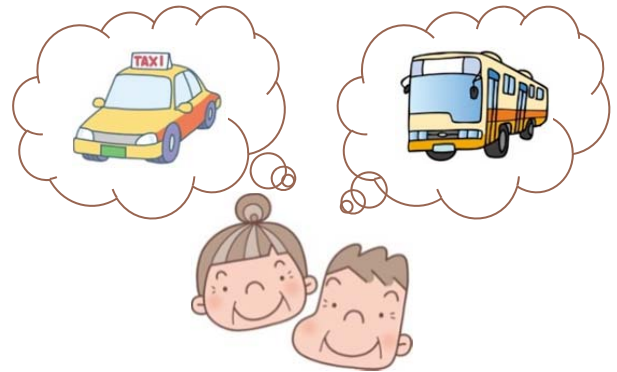
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	~H32 年度	実施主体
○地域防災計画の見直し		計画				町
○防災施設整備		計画・設計・工事			順次工事	
○避難システム確立		計画・システム確立			順次確立	
○ハザードマップの整備		検討・整備				
○避難所・避難道の確保		計画・確保			順次確保	
○原子力災害発生時の防災計画作成		計画・整備				

(3) 交通手段

帰還開始直後は、移動手段を持たない高齢者の方々が多くなると想定されます。このため、町営バスなどの公共交通機能を確保します。

① 町内での移動手段、町外への移動手段

- ・ eーまちタクシー「ぐるりんこ」や町営バスなどの再開による、町内・町外との移動手段の確保を関係者とともに進めます。



② J R 常磐線の復旧

- ・ J R 常磐線は町民にとって重要な交通手段であり、町の復興においても重要な役割を担うことから、平成29年3月までの復旧を事業者に強く働きかけます。



	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	~H32 年度	実施主体
○町内での移動手段確保		確保に向けた調整			順次確保	町
○町外への移動手段確保		要請			順次確保	民間事業者
○J R 常磐線復旧		要請				事業者

(4) 公共施設の復旧・整備

① 公共施設の復旧

- ・役場は平成25年4月から復旧関連の職員を中心に業務を再開しています。
- ・警察署は、平成26年4月1日から元の浪江分庁舎に常駐します。
- ・消防署は、現在浪江町役場施設の一部に常駐しておりますが、消防署庁舎が復旧するまでの間、サンシャイン浪江へ一時的に移転します。



② ボランティア拠点の整備

- ・帰還開始の前後には、自宅帰還者の住宅清掃・修繕等にボランティアの支援が必要になることから、ボランティアの受け入れ体制を整備します。
- ・ボランティアを受け入れる拠点施設は、浪江町役場の周辺にある既存施設の暫定利用を検討します。
- ・浪江町社会福祉協議会による浪江町内でのボランティアセンターの開設についても検討していきます。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29.3	H33.3	実施主体
「公共施設」							
○役場	再開済						町・県 広域圏 組合
○警察署	常駐						
○消防署	常駐済						
○ボランティア拠点の整備		検討・整備			順次 整備		町・ 社会福祉 協議会

(5) 住宅の確保

避難指示解除準備区域において自宅での生活が再開されます。また、自宅への帰還が困難な場合でも浪江町内に居住できるように、既存中心市街地の空き地・空き家の活用や新たな住宅地整備により、自力での住宅再建や復興公営住宅の整備による住宅の確保を推進します。

自宅への帰還が困難な方向けの住宅の確保位置は、生活利便施設を集約して確保する国道6号と浪江町役場周辺の「復興拠点の中心」からの近接性、インフラの整備状況や用地確保等を考慮して検討します。

具体的には、復興拠点の中心や浪江東中学校周辺、幾世橋小学校周辺、町道小熊田宮田線沿線をはじめ、津波被災地の防災集団移転先との一体的な整備を含めて検討します。

① 自宅や民間賃貸住宅による住宅の確保

- ・ 自宅での生活を再開する方への自宅の補修等に係る支援を検討します。
- ・ 自宅の再建や空き家対策として、所有者の意向により解体除染の手法が選択できるよう、国に求めています。
- ・ 自宅の補修に関する支援制度を国に求めています。
- ・ 民間の賃貸住宅による住宅の確保についても、事業者等に要請していきます。
- ・ 既存中心市街地の空き家を活用した住宅の確保について、建物の被害状況や住宅内部の動物等による被害、放射線量などを把握し安全を確認したうえで進めます。

② 自力での住宅の確保

- ・ 津波被災地域や居住制限区域、帰還困難区域の方が町内の帰還可能となった地域に居住できるよう、既存中心市街地の空き地の活用や民間事業者との連携による新たな住宅地整備により、自力での住宅の確保を推進していきます。
- ・ 防災集団移転促進事業により、津波被災地域の方が、高台等の移転先で新たな住宅を建築する際の支援を行います。
- ・ 居住制限区域や帰還困難区域の方が、町内の帰還可能となった地域に新たな住宅を建築する際の支援制度を国に求めます。



③復興公営住宅の整備による住宅の確保

- ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します。
- ・町内の復興公営住宅は、居住対象者の意向に応じて、戸建・長屋・2戸1棟・集合タイプなど様々な住宅タイプについて検討し、ニーズに対応した整備を進めます。
- ・高齢者の入居に配慮し、食堂などの共用スペースや介護を受けやすいレイアウトの住宅整備を検討します。
- ・入居者の交流や潤いのある生活を実現するため、住宅タイプや整備戸数に応じて集会所や菜園スペース等の併設を検討します。
- ・木造戸建タイプの整備にあたっては、将来的な公営住宅の払い下げも考慮した整備を検討します。
- ・復興公営住宅の整備位置は、役場周辺の空き家・空き地の活用や浪江東中学校周辺、幾世橋小学校周辺、町道小熊田宮田線沿線の新たな住宅地整備、津波被災地の防災集団移転先との一体的整備を含め、町民の意向調査を踏まえて決定します。
- ・整備した個々の復興公営住宅への入居者決定方法は、震災前のコミュニティに配慮するなど、入居対象者の意向等を踏まえて決定します。



H29.3

H33.3

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	～H32 年度	実施主体
「自宅や民間賃貸住宅による住宅の確保」 ○自宅の補修支援 ○自宅再建・空き家対策（解体除染）制度創設の要請		検討・支援策確保 要請・解体除染			支援継続	町
○民間賃貸住宅による住宅の確保		事業者への要請・確保			順次確保	町・民間事業者
「自力での住宅の確保」 ○自力での住宅再建用地確保		事業者への要請・確保			順次確保	町・民間事業者
○津波被災地域の方向け自力再建支援		支援			支援継続	町
○居住制限区域・帰還困難区域の方向け自力再建支援制度創設の要請		要請・支援				町
○復興公営住宅の整備		計画・設計・建設			順次建設	町



(6) 生活環境の確保

町内での生活を再開するためには、公共施設、医療施設、福祉施設、各種店舗などの生活利便施設が必要不可欠です。一方、避難指示解除時点における居住人口は、震災前に比べ少数になると想定されるため、サービスを効率的に受けられるようにする必要があります。このため、町内で生活をする方々の利便性や既存施設の活用等を考慮し、帰還開始時の生活利便施設を、国道6号と浪江町役場周辺の「復興拠点の中心」にできるだけ集約して確保します。

また、避難指示解除前であっても、町内におけるボランティア活動、作業員拠点や一時滞在施設の整備に併せ、必要最低限の店舗や医療施設等の生活利便施設を確保します。

特に浪江町は、原子力災害の被災地であり、安心して生活できる環境を確保するためには、放射線対策や健康管理を徹底することが必要です。

①教育施設

- ・小中学校については、放射線量が低下したことなど、安心できる環境が整ったうえで子どもの帰還に合わせた再開を目指します。利用する校舎は浪江小学校、幾世橋小学校、浪江東中学校を中心に検討します。

②医療施設

- ・医療施設は、役場内に応急仮設診療所を開設済みです。
- ・避難指示解除にあわせ町営診療所の開設を推進します。
- ・民間の医療施設の再開・設置について、事業者との連携により推進します。



③福祉・高齢者・子育て支援施設

- ・既存施設の再開や介護・福祉等の一体型センター拠点の整備により、それらの機能を確保します。

④買い物

- ・除染作業等による昼間人口の増加に対応するため、現在、浪江町商工会及びコンビニ各社へ町内での事業再開を打診しています。
- ・そのうえで、そういった小売業の再開を後押しするために、公設民営型の商業施設整備を検討しています。
- ・帰還開始前の買い物は、移動販売や簡易店舗等で対応できるよう支援します。
- ・帰還開始時には、生活必需品を購入できるよう、仮設商店街の整備や既存店舗の再開を支援します。



⑤放射線対策

- ・ 詳細な放射線モニタリングを実施し、生活する方が放射線に関する情報を把握できるようにします。
- ・ 放射線による健康被害の未然防止、健康不安軽減のため、食品の安全性や健康に関する検査体制・情報連絡体制の整備や健康相談等の機会の拡充を図ります。
- ・ 福島第一原発事故の収束及び廃炉作業にあたり、詳細な放射線モニタリングと結果の公表や作業リスクを事前に周知するとともに、作業状況と緊急時の情報連絡体制及び避難体制を確立します。

⑥防犯・防火活動

- ・ 避難指示解除前後には様々な人々による町内での活動が開始されることから、引き続き警察署・消防署と協力した見回りの強化など、防犯・防火活動を進めます。
- ・ 消火栓や防火水槽の整備により、避難中の消防水利の確保を図ります。

⑦その他生活関連サービス

- ・ 町内では既にガソリンスタンドが再開しています。帰還に向け郵便局や金融機関、その他の生活関連サービスが確保できるよう事業者働きかけます。
- ・ 町内で確保することが難しい生活関連サービスについては、近隣市町村も含め広域的に確保するとともに、その場所への移動手段を確保します。



	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29.3	H33.3	実施主体
○教育施設		検討			順次確保		町
○仮設診療所開設	開設済						町・民間事業者
○町営診療所の開設		計画・開設					
○民間医療施設の再開・設置		要請			順次確保		
○介護・福祉等の一体型センター拠点整備		計画・設計・建設					
○移動販売・簡易店舗の確保		要請					町・県・広域圏組合・民間事業者
○仮設商店街の整備・既存店舗再開支援		検討・支援、仮設店舗整備			支援継続		
○放射線対策の充実		検討・準備					
○防犯・防火活動の実施		要請・実施					
○生活関連サービスの確保		要請			順次確保		

(7) つながりの場の整備

町民が浪江町とのつながりが維持できるよう、避難指示解除前から町内に滞在できる施設を整備します。また避難指示解除後は、町内外の町民が浪江町とのつながり、町民同士のつながりをより深める場を確保します。

さらに、なみえのこころを次世代につないでいくために、文化の継承のための伝統芸能の練習や披露の場の確保、文化財の保存を推進します。

①交流施設の確保

- ・町外に避難している状況において、浪江町とのつながり、町民同士のつながりを保てる場を町内に確保する必要があります。現在、日帰りでの一時帰宅の際には、貴布祢（きふね）が休憩施設として利用可能となっています。休憩施設の利用拡大や他の休憩施設の確保について、利用者の声を踏まえ検討します。

②一時滞在施設の確保

- ・今後、帰還の準備のための滞在が可能となった際には、町民や町民の関係者が町内に滞在できる施設が必要となります。このことも踏まえ、できるだけ早い段階でいこいの村や貴布祢（きふね）の活用を推進します。
- ・不要になった木造仮設住宅の移設等による一時滞在施設の整備を検討します。
- ・これらの一時滞在施設に併設して、一時滞在中に町民同士が交流できる談話室や情報ステーション、相談員の配置等の交流施設の確保を検討します。

③健康増進機能・文化の継承を通じたつながりの維持

- ・既存の集会所、公園、運動施設の復旧・活用を中心に、それらの施設の利用を通じた健康増進・文化の継承及び町民の交流を図ります。
- ・本災害による貴重な文化財の喪失を避けるため、文化財の仮保管等を行います。文化財保護団体とも連携し、町内に残された文化財の保存を推進します。
- ・町内に住む方のあらゆる活躍の場が確保できるよう、上記施設を活用した生涯学習等の機会創出を図ります。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	~H32年度	実施主体
○交流施設の確保	貴布祢確保済	利用拡大・他の休憩施設確保検討				町
○一時滞在施設の確保 (交流施設の併設)	要請・整備			順次確保		町・民間事業者
○健康増進機能・文化の継承を通じたつながりの維持	既存施設復旧				順次確保	町
○文化財の保存	仮保管	保存推進				町
○生涯学習の機会創出	機会創出に向けた検討				機会創出	町

(8) 雇用の場の確保

浪江町内では既に複数の事業者が再開を果たしています。より多くの町民が町内で生活するためには、雇用の場の確保が必要不可欠です。既存事業所や産業の再開を通じた雇用の場の確保を目指します。

①事業所の再開支援

- ・避難指示解除前でも、一定の手続きにより町内での事業再開が可能であり、既にガソリンスタンドや工場などが再開を果たしています。
- ・町内での生活には、生活関連サービスを提供する事業所の再開が不可欠です。そういった事業所の再開を通じた雇用の創出を図ります。
- ・帰町して事業を再開するために必要な支援として、事業者の声を国へ繋いだ結果、福島再生加速化交付金にて、下水道の代替措置としての浄化槽の設置、工業団地の造成のための事業が盛り込まれました。引き続き、事業者の方々の再開の支援策について検討をするとともに必要に応じて国県へ要望していきます。

②農林水産業の再開

- ・農林水産業は浪江町の基幹産業であり、放射性物質による汚染、町内から離れたところへ農業者が居住しているため担い手の確保が困難、山林の除染方針が決まっていない、漁業では試験操業の道筋がたっていない、といった課題はあるものの、その再開に向け従事者を中心に再開に向けた準備を進めます。
- ・農業の再生に向け、野菜の試験栽培による土壌及び生産物のモニタリング、電気牧柵の設置や捕獲といった有害鳥獣対策、除染後農地の保全管理のための復興組合の設立支援を行っております。また、農業の再生に向けて農業者有志による検討組織が立ち上がりました。こういった取組みを進めながら、農地の保全や農業再開に向けた準備を行っていきます。
- ・請戸漁港は平成27年度中に復旧される見込みです。
- ・一部の漁業者については、震災以前の所有船などに乗り込み、相馬双葉漁協で実施した試験操業に参加しています。一方、20キロ圏海域での試験操業は自粛しているところですが、試験操業の再開に必要な取組みについて、従事者を中心に準備を進めます。
- ・漁業の再開にあたり、風評被害等を克服するため新しい水産業のあり方を検討する組織が立ち上がりました。漁港の復旧に合わせて市場調査、新たなマーケット構築、放射性物質管理等に関する取組みを検討していきます。
- ・放射性物質による消費者不安の払しょくのため、検査体制や情報公開の仕組みを構築します。





請戸漁港 復旧工事

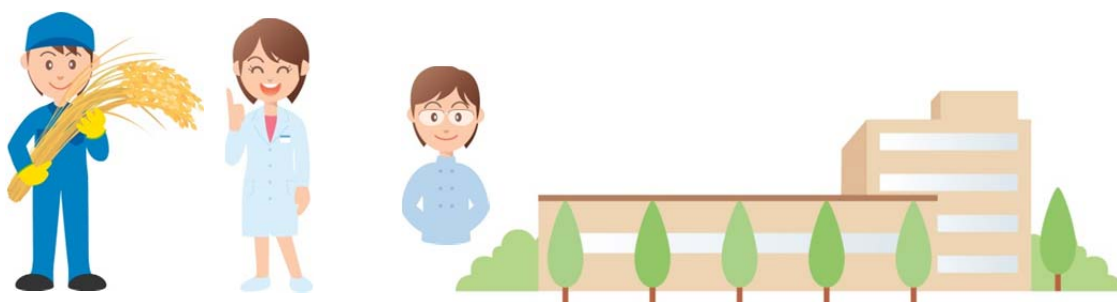
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29.3 ~H32 年度	H33.3	実施主体
○事業所の再開支援		再開支援			支援継続		町・県・ 民間 事業者
○農林水産業の再開		再開準備推進			取組み継続		
○請戸漁港の復旧		復旧工事					県
○放射性物質の検査・ 情報発信体制等構築		検討・準備					町・県・ 国・民間 事業者

(9) 双葉郡北部の復興拠点の整備

浪江町は双葉郡の最北に位置し、福島第一原発の北側に低線量な地域とまちの中心を有しています。また、常磐自動車道の開通により、仙台圏や仙台空港へのアクセスが向上していきます。このような立地条件を活かし、双葉郡北部の復興拠点としての役割を担います。

①双葉郡北部の復興拠点整備

- ・双葉郡の復旧・復興に向けた北側の拠点としての機能を整備していきます。
- ・双葉郡北部の産業拠点として、再生可能エネルギーをはじめとしたエネルギー産業や施設型農業のほか、若い世代が将来に期待をもてる産業の創出を進めます。



②廃炉拠点の整備

- ・福島第一原発へのアクセスが容易であることを活かし、棚塩や北幾世橋地区を中心に、町内の低線量地域に原子力発電所の廃炉に向けた研究・作業拠点の設置を目指します。なお、東北電力が所有する用地については、その利活用について事業者と話し合いを進めます。
- ・復興を加速させるためには、復旧・除染・廃炉等に携わる事業所や作業員の滞在施設等を有する拠点を確保する必要があります。作業員の滞り場所については、工事業者による整備を基本としながら、ホテル等の再開を支援します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	H33.3	実施主体
○双葉郡北部の復興拠点整備		要請・整備			順次整備		町・民間事業者
「廃炉拠点の整備」							
○廃炉研究拠点・作業員拠点誘致		要請・整備			順次整備		町・民間事業者
○作業員宿泊施設確保(ホテル等再開支援)		要請・確保			順次確保		

(10) 津波被災地の復興

津波被災地域は、復興計画【第一次】に基づき、共同墓地の整備、防災集団移転、津波被災地域の土地利用、請戸漁港の復旧などの取組みが進められています。津波被災地の復興は、生活関連サービスの整備など共通する課題も多いことから、復興まちづくりと一体的に推進していきます。

①共同墓地の整備

- ・津波により墓地が流失した請戸・中浜・両竹地区の共同墓地として大平山の一部に整備します。共同墓地に合わせ慰霊碑も整備し、平成26年度中の完成を目指します。

②防災集団移転促進

- ・津波被災地から高台等への移転を進めるとともに、移転先で宅地造成や復興公営住宅を整備します。
- ・請戸（大平山地区）、幾世橋（来福寺西地区）、棚塩（金ヶ森地区）の3カ所を中心に、津波被災者のみなさまの意向調査等により具体的な移転先や規模を決定していきます。
- ・防災集団移転に向けて、災害危険区域の設定を行いました。今後、移転促進区域の設定を行います。

※災害危険区域

東日本大震災と同様の津波が発生した場合、各種の津波防護対策を実施しても浸水被害を受ける可能性が高い区域を基本として、住居等の建築物の制限を行い、住民の生命を守り、財産の損失を軽減するために設定する区域のこと。

※移転促進区域

災害危険区域のうち、住居の集団的移転を促進するために設定する区域のこと。

③津波被災地域の土地利用

- ・県道391号広野小高線・県道254号長塚請戸浪江線（一部重複。以下、「浜街道」）の東側には、災害廃棄物仮置場と仮設処理施設（焼却処理施設）が設置され、平成26年度以降に保管・処理を始めます。処理終了後は解体され、原状回復される見込みです。



震災がれきの選別作業

- ・災害廃棄物仮置場と仮設処理施設の解体後の土地利用については、「鎮魂の森」などといった災害記念公園やスポーツ・健康増進エリア、雇用創出エリアとしての整備を進めます。
- ・海岸堤防から約200メートルの範囲は、県において海岸防災林の整備を予定しています。請戸漁港の背後地は、水産業施設用地の確保を検討します。
- ・津波による農機具の流出、原子力災害、塩害、農業インフラ等の損壊により従来の農地としての利用が困難な状況から、復興計画【第一次】に定める様々な取組みの中で、現時点で実現性が高いと考えられるものとして、浜街道西側農地での太陽光発電事業を優先して検討しています。

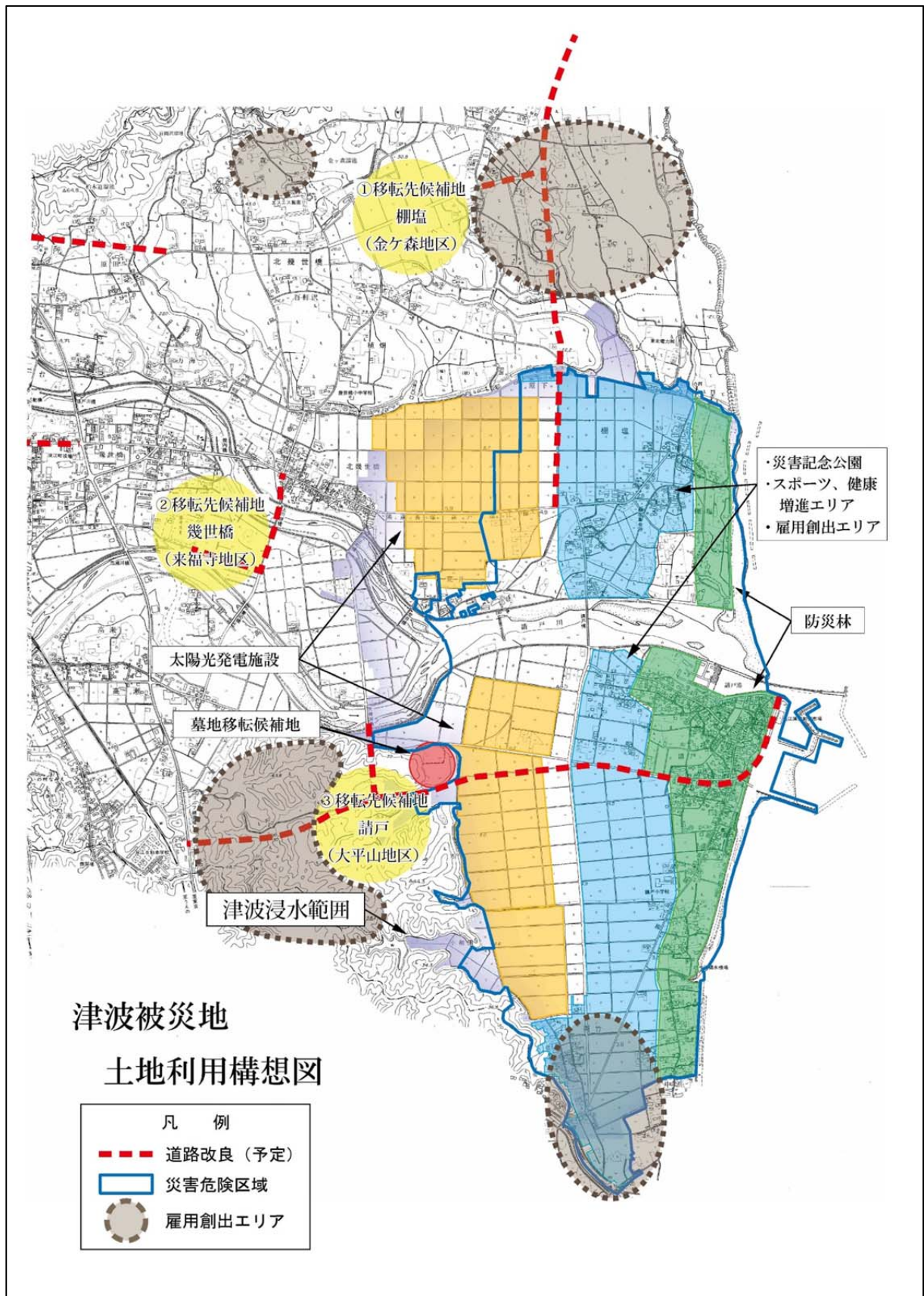


④ 請戸漁港の復旧

- ・漁業の再開は浪江町の産業復興の一つとして重要であることから、請戸漁港施設の復旧を目指します。
- ・漁港施設は、原形復旧を基本として平成27年度中の完了を目指します。平成25年度には防波堤の復旧工事に着手しました。
- ・一方で、原子力災害に伴う風評被害の懸念もあることから、漁業者や専門家、行政等で構成する「浪江町水産業協働委員会」が発足し、浪江町の水産業を再生・発展させるための新しい水産業の形を検討しています。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	H33.3	実施主体
○共同墓地の整備	整備工事						町
○防災集団移転・災害公営住宅整備	計画・設計・用地買収・整備						町
「津波被災地の土地利用」							国・県 町・民間 事業者
○西側：太陽光発電事業		要請・準備				順次整備	国・県 町・民間 事業者
○東側		災害廃棄物仮置き場・海岸防災林				災害記念公園等	
○請戸漁港の復旧（再掲）	復旧工事						県

津波被災地の土地利用構想図



2 避難指示解除以降のまちづくり方針（平成29年3月以降の取組み）

浪江町全体の復興拠点となる地域（避難指示解除準備区域）を足がかりに、居住制限区域や帰還困難区域の帰還に向けたインフラ復旧・整備等を進めます。町内での生活環境のさらなる充実を図るとともに、居住地域の拡大に合わせた生活関連サービスの確保を推進します。また、段階的な既存企業の再開による雇用の拡大を図ります。

さらに、震災の記録やまちの歴史を発信する体制・施設の整備や町の誇りである豊かな自然を活かした観光地の整備、新たな産業の誘致、子どもたちのための教育環境の充実、魅力ある中心市街地づくりなどを通し、誰にとっても住みやすく、魅力的なまちを目指します。

（1）居住地域の拡大

- ・除染の進捗等に合わせて、居住環境や生活関連サービスを確保する地域を順次拡大します。
- ・町民だけでなく、近隣市町村の被災者の受け入れや新たな住民を確保するための居住地域を検討します。

（2）生活環境の充実

- ・町内生活者の増加に合わせて、交流・健康増進に係る施設や取組みの充実を図ります。
- ・高齢者の方も安心して暮らせるよう、介護・福祉施設等の充実を図ります。
- ・若者や町民以外の人々を呼び込むために、町内での余暇活動を充実させる場の確保を検討します。
- ・相双地域での連携など、広域的な視点での生活環境確保も検討します。
- ・魅力的なまちを目指すうえで、既存中心市街地の再生は欠かせません。魅力ある中心市街地づくりについて、住民・権利者・関係者等との協議のもと進めていきます。

（3）教育環境の整備

- ・子どもの声の聞こえるまちを目指すため、教育環境の充実を図ります。
- ・町民一人ひとりがいきがいのある生活を送るとともに、復興の役割を担い浪江を支えていくために、教育機関等と連携した生涯学習環境を確保します。



(4) 伝統文化の保護・継承体制と施設の整備

- ・町の伝統文化の保護・継承や震災の記憶を次代に伝えるための体制と施設を整備します。



(5) 浪江のPR・発信機能の確保

- ・町外で生活が続ける町民に対し、町の復興の様子などの情報を発信します。
- ・観光客や視察者等のより多くの人を町に呼び込むために、既存宿泊施設の再開や、地場産業、なみえ焼そば等をPR・発信するための場の確保を検討します。
- ・Iターン希望者等の新たな住民を呼び込む上で、浪江の復興状況等をPR・発信していきます。

(6) 産業の再生・創出

- ・農林漁業の再生には、風評被害や担い手不足等様々な課題が山積しています。
- ・このため、復興計画【第一次】に基づき、漁業ふ化事業関連産業や施設型農業産業、生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化への転換により、生產品のブランド化や中間コストの削減、雇用の拡大を図り、町全体の産業の活性化を図ることを検討します。
- ・既存産業の再開支援やバイオマスエネルギー産業、先進医療・放射線医療の研究機関、高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積等新たな産業の誘致・創出による雇用の確保を図ります。

(7) 自然環境の再生・自然と調和したまちの実現

- ・浪江町は、海・山・川に囲まれた自然豊かな土地であり、これらの自然環境は貴重な財産です。この自然環境を放射能汚染から再生し、次代に引き継ぐことはふるさとの再生に欠かすことができません。
- ・自然環境の再生に向けた森林や河川の除染の早期実現を国に働きかけていくとともに、その実現に向けた様々な取り組みを積極的に支援します。
- ・太陽光発電・バイオマス発電などの再生可能エネルギーの積極的な導入や建設副産物の再資源化の取り組みや緑化の推進等により、自然と調和したまちの実現を目指します。



IV 復興まちづくり計画の実現に向けて

1 安心安全の確保に向けた除染の推進

除染による放射線量の低下は、復興まちづくりに向けて必要なものです。町が想定する帰還スケジュールに沿って作業が進むよう国等へより強い要請をしていきます。

特に浪江町は、森林が多く川の上流となる西側の地域の放射線量が高くなっており、この原因となっている放射性物質が、風や水の流れとともに東側の地域に移動する恐れがあります。

- ⇒・除染作業の早急な進捗について、国等へより強い要請をしていきます。
- ・安心できる生活圏形成のため、森林や河川の除染についても強く求めます。
 - ・除染作業が町民の納得のもとで進められるよう、除染作業を請け負った業者に説明会の開催、町民の立会の機会等を求めています。
 - ・除染の進捗状況を随時町民にお知らせしていきます。
 - ・除染廃棄物の運搬に際して、町民の生活に配慮した運搬ルートを選定や粉じんの飛散防止、運搬中の事故発生への対応などを国に求めています。

2 復興まちづくり計画の推進

復興まちづくり計画を推進するためには、行政だけでなく、町民や町民団体、民間事業者、関係機関など、多岐にわたる実施主体や協力機関がまちづくりに取り組むことが必要です。

また、まちづくり計画に基づく個別課題への対応についても取り組みを始めます。

- ⇒・情報を共有したり、対等な立場で話し合うことができる場を設けながら、様々な実施主体がそれぞれ主体性を持ってまちづくりを実行していきます。
- ・個別課題の解決に向け、関係者・専門家等との協力のもと取り組みます。
 - ・復興まちづくり計画を確実に推進するため、実施体制の検証や計画の進行管理を行います。

3 生活関連サービス等の担い手の確保

町内での生活を再開する上では、一定の生活関連サービスの確保が必要不可欠となりますが、単に施設の整備・確保ができたとしてもそのサービスの担い手が確保できなければ必要な機能を確保できません。

特に医療・福祉の従事者については、全国的に不足している中、町内での確保が可能であるかは不透明な状況です。今後、超高齢化社会となることが想定される中で、高齢者を支える担い手は必要不可欠ですが、事業者独自の努力や町の施策ではそういった課題を乗り越えることは困難です。

また、店舗・事業所等についても、帰還人口やその他の需要動向によっては、町内での経営が難しいことも考えられます。

- ⇒・全国的な高齢化社会のモデル地区として、国・県等へ支援策を求めて行きます。
- ・特区制度の導入による担い手の確保や支援策を検討します。
 - ・町内における生活関連サービスの確保が困難な場合には、近隣市町村との連携による確保を含めて検討します。
 - ・生涯学習の充実により、高齢者の方が復興の担い手として元気に活躍できる環境をつくります。

4 既存中心市街地の再生に向けた取り組み着手

浪江町の復興において、これまで商工業・文化等の中心として重要な役割を担ってきた既存中心市街地の再生は欠かせません。

一方で、震災による建物被害、除染と解体との関係、さらに震災前から中心市街地の商業機能が低下していた状況を踏まえると、早期に機能回復することは難しいと考えられます。

- ⇒・既存中心市街地の建物被害調査実施及び所有者の利用意向把握により、空き家・空き地の発生量・位置を把握します。
- ・解体による除染手法の導入を国に要望します。
 - ・ふるさとの風景等守るべきものを大切にしながら中心市街地の再生に向けた有効な土地利用等について、住民・権利者・関係者等との協議のもと、整備方針を決定していきます。

5 復興まちづくりに適応した制度の創設

現在、復興特区や復興交付金、福島再生特別措置法等の制度を活用しながら、避難生活支援や復興に向けた取組みを進めています。地震、津波、原子力の複合災害というこれまでに例のない災害に対し、既存の制度では対応しきれない事例が見られます。

- ⇒
- ・復興まちづくりを実現するために、復興特区や復興交付金、福島再生特別措置法等の制度を最大限活用していきます。
 - ・既存の制度等で対応できない場合の新たな制度創設や、複合災害に適応し復興まちづくりが実現できる制度創設を、国等へ求めています。



